

3-5 環境保全やユニバーサルデザインへの対応検討

3-5-1 自然環境や生活環境の保全・活用についての検討

自然環境や生活環境の保全・活用における留意点は次のとおりです。



■自然環境や生活環境の保全・活用における留意点

(背景航空写真出典:Google map)

3-5-2 ユニバーサルデザインへの対応

誰もが楽しむことができる公園とするためのユニバーサルデザインへの対応は、次のとおりです。

表 ユニバーサルデザインへの対応方針と導入施設における対応内容

ユニバーサルデザインへの対応方針		
<ul style="list-style-type: none"> ○「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」に準拠した計画を行う ○整備後に利用者から使いづらいなどの意見を頂いた場合は、速やかに改善する 		
導入施設における対応内容		
園路広場	園路	<ul style="list-style-type: none"> ・園路の有効幅員を最小でも 2m 以上確保する。 ・園内の主要動線には視覚障がい者誘導用ブロックを連続させて設置する。
	スロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・1/20 以下の縦断勾配とする。 ・バリアフリーに配慮した 2 段レールの手すりを設置する。
	階段	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに配慮した 2 段レールの手すりを設置する。
	地形的に対応しきれない箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーを確保できない箇所には、バリアフリーが確保できないことを伝える注意喚起サインを設置する。
休養施設	テーブル ・ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすでも利用しやすいテーブルの形状や配置などに留意する。 ・高齢者対応の座り立ちのしやすいユニバーサルデザインのベンチを適宜設置する。
便益施設	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能トイレを適宜設置する。 ・必要に応じて、授乳室やキッズトイレなどを設置する。
	水飲み	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすで利用しやすいユニバーサルデザインの水飲みを設置する。
	案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・弱視者でも認識しやすいよう、文字と背景の色の組み合わせやコントラストの強さに配慮したデザインとする。 ・必要に応じて、案内の外国語表記を行う。

3-6 近隣公共施設との連携の検討

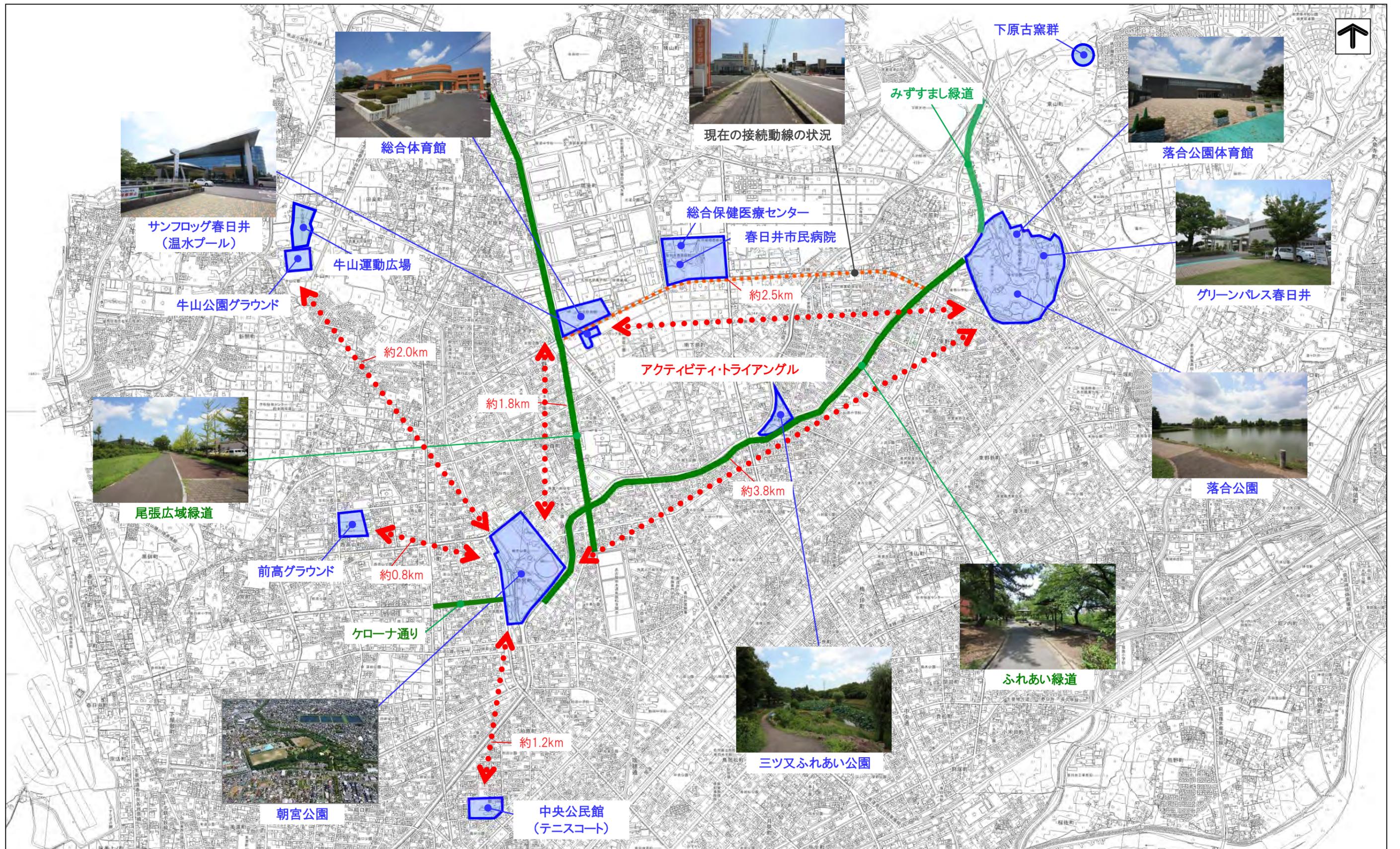
3-6-1 近隣公共施設との連携の検討

構想では、「朝宮公園」「落合公園」「総合体育館・サンフロッグ春日井（温水プール）」の3施設を結び、「アクティビティ・トライアングル」として市のスポーツ振興の拠点的ゾーンとして位置づけています。

現状では、「朝宮公園」と「落合公園」、「朝宮公園」と「総合体育館・サンフロッグ春日井（温水プール）」は2つの緑道で接続され、「落合公園」と「総合体育館・サンフロッグ春日井（温水プール）」は歩道付きの現道ではつながっているものの、接続動線としての整備はされていない状況です。今後は、「落合公園」と「総合体育館・サンフロッグ春日井（温水プール）」間の接続動線としての道路の景観整備、3本の動線への「アクティビティ・トライアングル」の案内サイン・誘導サインの設置などを検討します。

3-6-2 スポーツ合宿利用の検討

既存の宿泊施設の活用や公園内外への宿泊施設の整備によるスポーツ合宿利用について、整備後のスポーツ施設の活用状況を踏まえて検討します。



■朝宮公園近隣の公共施設との連携

3-7 維持管理方法の検討と設定

3-7-1 管理運営方法の検討

朝宮公園の維持管理を効率的かつ効果的に実施するため、民間事業者の資金や経営能力、運営ノウハウを積極的に活用します。民間事業者に対するサウンディング調査を行い、その結果を踏まえて、管理運営方法を決定します。

表 民間活力の活用例

制度	内容
①指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度から施行され、地方自治法にて規定される「公の施設」運営において、質の高い公共サービスを効率的に提供することを目的に、民間ノウハウの導入を図る制度。 それまでは地方公共団体やその外郭団体に限定された公の施設の管理・運営を民間企業や財団法人、NPO法人・町内会・自治会、その他に包括的に代行させることが可能。 既に全国の大規模な公園・施設等において、広く普及している。
②設置・管理許可制度 (サービス施設設置)	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用促進を図るため、民間ノウハウや活力を導入し、カフェや売店、自動販売機等による飲食物販等のサービス提供を図る。 <p>【近郊での導入事例】 名古屋市 名城公園「Tonarino (トナリノ)」 愛知県 愛・地球博記念公園 移動販売車</p>
③公共施設等運営権 制度(コンセッション 方式)	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。 公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービス提供が可能。 <p>【近郊での導入事例】 愛知県 知多半島道路 愛知県 中部国際空港連絡道路</p> <p>※コンセッション方式の公園施設、文教施設への導入事例はない。</p>
④ネーミングライツ パートナー制度	<ul style="list-style-type: none"> スポンサーとなる民間企業の企業名やブランド、商品名を公共施設に付す権利を与える制度である。これに伴う収入を財源として維持管理の費用等の一部に充当することが可能。 広告の他、企業の社会的責任に位置付けられる社会貢献や地域貢献が可能となり、企業側にとってメリットが大きい。 企業の持つイメージや業績等に施設の印象が影響を受けやすい。 企業との契約期間が終わる都度、施設名が変わるため案内媒体の変更が伴い煩雑となる他、利用者に混乱を招く懸念がある。 <p>【近郊での導入事例】 名古屋市 瑞穂運動場 愛知県 一宮市総合運動場 愛知県 口論義運動公園</p>

3-7-2 維持管理、運営項目と管理・運営体制の検討

(1) 維持管理・運営項目

維持管理・運営項目は、次のような想定がされます。

各項目については、専門性や特殊技能等が要求されるものもあり、民間活力導入の適合性を踏まえて、最終的にその適正や役割分担を決定します。

表 改修後の朝宮公園で想定される維持管理、運営項目

分野	対象	項目	内容	資格・特殊技能 必要能力や課題
維持 管理	共通	樹林地維持管理	間伐・下草刈	不問
		植栽地、芝生維持管理	剪定、刈込み 草刈り 等	不問
		花壇維持管理	植替え、灌水 草刈り、施肥	不問
		各種建築物・工作物等の 維持管理	建築物 電気設備 機械設備 水景設備 遊戯施設	建築・電気・機械・ 水景設備等の法令 点検有資格者 遊具安全定期点検 有資格者 (外部委託可)
		安全管理	園内パトロール	不問
		清掃作業	一般清掃 トイレ施設等清掃	不問
運営	多目的総合運 動広場	多目的総合運動広場運営	陸上競技 施設・器具	各種競技に関 する専門知識 (外部委託可)
	駐車場	駐車場運営	料金徴収 設備メンテナンス 事故トラブル対応	収益経営能力 借手確保 設備保守点検 (外部委託可)
	各種イベント	各種イベント運営	企画・広報 イベント誘致	興業等企画提案力 (外部委託可)
	各種店舗	飲食関連店舗等経営 スポーツ関連店舗等経営 その他店舗経営	収益施設 魅力の向上・維持 広告・広報	商業店舗経営能力 持続・継続性確保 損害時リスク分担 独自・先進性維持

(2) 管理・運営体制の検討

公園の維持管理・運営は、春日井市スポーツ・ふれあい財団の活用検討や民間事業者へのサウンディング調査結果を踏まえ、賑わいの創出や公園の維持管理・運営が長期にわたり持続可能な体制について慎重に検討します。

3-8 法制度及び財政面の整理

3-8-1 法制度の整理

基本計画の推進に当たり、対応が必要な主な法制度上の課題等は、次のとおりです。

(1) 都市計画法

- ①公園施設再整備に際しての事業認可（知事）
- ②都市計画（特別用途地区を指定）
- ③第一種住居地域における建築物の用途制限（一定規模以上の公園施設及び観覧場は設置不可）
- ④特別用途地区指定による、公園施設及びこれに附随する観覧場の制限の緩和

(2) 都市公園法

- ①公園施設として認められる導入施設の種類
- ②運動施設の面積制限（当該都市公園の敷地面積の 50/100 を超えてはならない）
- ③公園施設の建築面積制限（公園施設 2/100、運動施設 10/100、開放性を有する建築物 10/100）

(3) 建築基準法（愛知県建築基準条例）

- ①防火避難規定及び構造
- ②観覧スタンドの通路及び動線等
- ③特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の制定

(4) 興行場法（愛知県興行場法施行条例）

- ①観客数に応じた必要便器数

(5) 消防法（春日井市火災予防条例）

- ①避難動線、観客席の移動動線、通路の幅員・構造規定等
- ②避難経路に支障とならないベンチの形状及び配置等

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

- ①障がい者用駐車スペース（駐車桝 50 台に対し 1 台の障がい者用駐車スペース）
- ②公園園路勾配、出入口寸法、段差の解消、特定経路の設定、手摺の設置、昇降施設設置等
- ③建築物の昇降施設の設置、専用観覧スペースの設置等
- ④「人にやさしい街づくりの推進に関する条例（愛知県条例）」に基づく届出

(7) 旅館業法

- ①管理事務所内に設置を予定する合宿用宿泊施設の法的扱い（簡易宿泊施設）
- ②合宿用宿泊施設として必要となる、浴室・便所・リネン室等の施設

(8) 駐車場法

- ①駐車場法第 11 条に規定の構造及び設備の基準（出入口構造）
- ②駐車料金を徴収する駐車場とする場合の「駐車場法」に基づく届出

3-8-2 財源の確保

(1) 概算工事費

この基本計画に基づく概算工事費（設計費などを除く。）は、約42.1億円となる見込みです。なお、概算工事費は今後の詳細設計により変動します。

項目	概算金額(億円)
多目的総合運動広場	25.0
テニスコート	3.2
総合管理棟、公園遊具	7.4
その他駐車場等	4.0
既存プール等解体	2.5
合計	42.1

(2) 補助制度

国等の補助制度については、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金含む。）や独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用します。

第4章 基本計画図

この公園整備の基本計画平面図は、次のとおりです。

■ 基本計画図

SCALE=1:1000 (A1)
SCALE=1:2000 (A3)



事業名	春日井市明宮町4-1-2地内		
施工場所	年度	H29	
工種	基本計画図		
名称	縮尺	1/1000	検算
	設計年月日		設計
			番号
			1 / 1
春日井市			

第5章 整備スケジュール

本公園の整備スケジュールは次のとおりです。多目的総合運動広場は、平成33年度中に供用開始予定とし、その他の公園施設は平成34年度中に供用開始予定とします。

表 整備スケジュール

H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ■基本設計/実施設計 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ■多目的総合運動広場整備工事 (既存プール等解体、多目的総合運動広場、総合管理棟など) </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ■多目的総合運動広場供用開始 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ■その他公園内施設工事 (テニスコート、遊具広場、駐車場など) </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ■供用開始 </div>				

朝宮公園整備基本計画

発行	春日井市	平成29年(2017年)	11月
編集	企画政策部企画政策課	文化スポーツ部スポーツ課	建設部公園緑地課
電話	(0568)81-5111	(代表)	